

令和2年5月26日

保護者の皆様

旭川市長 西川 将人
(子育て支援部こども育成課担当)

5月26日以降の新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのお願いについて

日頃から、本市子育て支援施策の推進にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本市では、北海道の緊急事態措置を受け、保護者の皆様及び施設の皆様のご協力のもと、令和2年4月21日から登園回避等の要請をさせていただいておりましたが、5月25日で緊急事態宣言が解除となりましたので、要請は終了といたします。

しかしながら、引き続き、市内保育施設等における集団感染発生の防止と感染拡大抑制のため、各ご家庭の皆様には、ご負担をおかけすることとなりますが、次の内容につきまして、ご理解、ご協力をお願いいたします。

1 ご家庭でご協力いただきたいこと

- (1) 施設は通常どおり開園していますが、子どもたちを感染症のリスクから守るため、6月30日(火)までの期間について、家庭でお子さんを保育できる場合は、無理のない可能な範囲で家庭での保育にご協力をお願いいたします。
- (2) ご家庭でもご家族そろって咳エチケット、手洗い・うがいの励行等の感染症予防や、お子さんの健康観察に努めてください。
- (3) 登園前にお子さんの体温を測定し、発熱等の風邪症状がみられたら、登園を避けてください。
- (4) 利用児童や保護者(他の同居家族含む)の方に、濃厚接触者が発生した場合は、保健所の健康観察期間が終了するまでは、登園自粛をお願いさせていただきます。

2 保育料について

令和2年6月30日(火)までは、引き続き、登園しなかった日数に応じて日割り計算により保育料を減額します。

【問合せ先】旭川市子育て支援部こども育成課 (0166-25-9844, 25-9845)